

青森県報

号外第二十五号

平成二十八年
三月二十五日
(金曜日)

目 次

規 則

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森県都市公園規則の一部を改正する規則……………

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則……………

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………

告 示

(総務学事課) …… 一

(行政経営管理課) …… 二

(総務学事課) …… 四

(同) …… 四

(税務課) …… 五

(障害福祉課) …… 五

(農村整備課) …… 六

(港湾空港課) …… 六

(都市計画課) …… 六

(建築住宅課) …… 七

(同) …… 七

(人事課) …… 八

(同) …… 八

規 則

青森県立三沢航空科学館の食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正……………

(地域活力興課) …… 八

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(青森県税条例施行規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3日」に改める。

一 青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第二号様式から第十三号様式まで

二 青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則(平成二十六年三月青森県規則第五号)第二号様式

三 青森県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年七月青森県規則第六十四号)第三号様式

(青森県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 青森県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例施行規則(昭和二十七年八月青森県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「60日」を「3日」に、「60 days」を「3 months」に改める。

(青森県生活保護法施行細則及び青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3月」に、「があった日から50日」を「をした日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。）から50日（当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」に改める。

一 青森県生活保護法施行細則（平成七年三月青森県規則第二十二号）第十八号様式から第二十号様式まで及び第四十号様式

二 青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年三月青森県規則第二十六号）第十八号様式から第二十号様式の二まで

（青森県食品衛生法施行細則等の一部改正）

第四条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を削る。

一 青森県食品衛生法施行細則（昭和四十八年五月青森県規則第三十一号）第十二号様式

二 青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）第八号様式、第十一号様式、第十三号様式、第十五号様式から第十七号様式まで及び第二十二号様式

三 青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十五年三月青森県規則第三十号）第十四号様式、第十九号様式、第二十号様式及び第二十七号様式

（青森県りんご黒星病及びりんごふらん病まん延防止条例施行規則の一部改正）

第五条 青森県りんご黒星病及びりんごふらん病まん延防止条例施行規則（昭和四十七年十月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」による」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則及び青森県国営干拓事業負担金徴収条例施行規則の一部改正）

第六条 次に掲げる規則の規定中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を削り、「裁決」に改める。

一 青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則（昭和三十六年十二月青森

県規則第百二号）第一号様式及び第四号様式

二 青森県国営干拓事業負担金徴収条例施行規則（昭和四十五年一月青森県規則第八号）第一号様式

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則（昭和三十七年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十条とし、第十二条から第十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第十一条中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「前項の規定を受ける場合を除き」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

（公舎の所在地の区分）

第九条 条例第五条第三項の規則で定める甲地、乙地及びその他の地域は、次のとおりとする。

第九条 条例第五条第三項の規則で定める甲地、乙地及びその他の地域は、次のとおりとする。

公舎の所在地	地 域
甲地	東京都の特別区に存する地域 愛知県のうち名古屋市 大阪府のうち大阪市、吹田市 兵庫県のうち西宮市 福岡県のうち福岡市

木造										構造		その他地域	乙地											
その他地域					乙地					甲地					公舎の所在地	年数	金	額						
三十年	二十五年	二十年	十五年	十年	五年	三十年	二十五年	二十年	十五年	十年	五年			三十年					二十五年	二十年	十五年	十年	五年	
二百九十九円	二百九十二円	二百六十一円	二百一十五円	百七十四円	百五円	二百九十五円	二百八十六円	二百四十九円	百九十三円	百四十三円	七十一円	三百円	二百九十一円	二百五十二円	百九十五円	百四十五円	七十一円	満	五十五平方メートル未	五十五平方メートル以	七十平方メートル以	八十平方メートル以	百平方メートル以上	青森市
三百八十四円	三百五十九円	三百二十六円	二百六十二円	二百一十一円	百二十九円	三百八十二円	三百五十二円	三百十二円	二百三十四円	百七十三円	八十八円	三百九十円	三百五十八円	三百十七円	二百四十円	百七十七円	八十八円	満	満	上七十平方メートル未	上八十平方メートル未	上百平方メートル未		甲地及び乙地以外の地域
四百六十四円	四百一十円	三百七十三円	二百九十八円	二百四十円	百四十二円	四百五十九円	四百六円	三百五十円	二百五十八円	百八十九円	百一円	四百六十九円	四百五十五円	三百五十九円	二百六十五円	百九十六円	百一円	満	満	満	満	満		
五百七十七円	五百十七円	四百五十五円	三百六十五円	二百九十六円	百八十円	五百六十七円	五百三円	四百二十七円	三百十九円	二百三十五円	百十九円	五百八十三円	四百四十二円	三百三十三円	二百四十七円	二百九十五円	百五十一円	満	満	満	満	満		
六百九十九円	六百三十一円	五百六十八円	四百四十五円	三百五十七円	二百十円	六百九十二円	六百十円	五百三十四円	三百八十四円	二百七十八円	百五十円	七百十二円	六百二十八円	五百五十一円	四百円	二百九十五円	百五十一円							

別表第一を次のように改める。
別表第二(第十条関係)

甲地										その他地域										乙地					甲地					
三十年	二十五年	二十年	十五年	十年	五年	三十年	二十五年	二十年	十五年	十年	五年	三十年	二十五年	二十年	十五年	十年	五年	三十年	二十五年	二十年	十五年	十年	五年	三十年	二十五年	二十年	十五年	十年	五年	
二百五十三円	二百三十一円	二百十八円	二百二円	百八十五円	百六十四円	二百五十四円	二百四十三円	二百一十一円	百七十三円	百三十一円	六十七円	二百四十四円	二百三十二円	二百十四円	百九十三円	百五十三円	九十一円	二百四十五円	二百三十四円	二百十五円	百九十四円	百五十四円	九十二円	四百八円	二百四十五円	二百三十四円	二百十五円	百九十四円	百五十四円	九十二円
三百十二円	二百八十四円	二百六十八円	二百六十八円	二百二十八円	百七十五円	三百一十二円	二百九十八円	二百七十二円	二百五十円	二百一十円	八十二円	三百一十二円	二百八十八円	二百六十五円	二百三十九円	百九十円	百九円	三百一十二円	二百八十八円	二百六十六円	二百四十円	百九十二円	百十三円	五十九円	三百一十二円	二百八十八円	二百六十六円	二百四十円	百九十二円	百十三円
三百六十円	三百三十二円	三百十三円	三百十三円	二百六十四円	二百二円	三百五十四円	三百三十八円	三百十円	二百八十三円	二百三十八円	八十九円	三百五十二円	三百三十五円	三百十円	二百七十九円	二百二十一円	百一十二円	三百五十三円	三百三十六円	三百九円	二百七十九円	二百一十一円	百一十二円	六十八円	三百五十三円	三百三十六円	三百九円	二百七十九円	二百一十一円	百一十二円
四百三十六円	四百二円	三百七十九円	三百七十九円	二百八十五円	二百四十五円	四百三十一円	四百十二円	三百七十八円	三百四十七円	二百九十五円	百十六円	四百二十六円	四百五円	四百五円	三百三十七円	二百六十七円	百四十六円	四百二十八円	四百七円	三百七十六円	三百三十八円	二百六十七円	百五十八円	八十二円	四百二十八円	四百七円	三百七十六円	三百三十八円	二百六十七円	百五十八円
五百四十一円	四百九十九円	四百七十一円	四百二十六円	三百九十八円	三百五十五円	五百三十円	四百六十六円	四百一十二円	三百四十七円	三百五十五円	百二十円	五百二十九円	四百六十五円	四百十九円	四百十九円	三百三十二円	百八十四円	五百三十一円	五百五円	四百六十六円	四百二十円	三百三十三円	百八十五円	百二円	五百三十一円	五百五円	四百六十六円	四百二十円	三百三十三円	百八十五円

2 改正後の青森県個人情報保護条例施行規則第五条第二項の規定は、平成二十九年
度以降に行う公表（同条第一項の公表をいう。以下同じ。）について適用し、平成
二十八年度に行う公表については、なお従前の例による。

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則（平成十一年七月青森県規則第七十五
号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは第十八条第一項及び第二項」を「第十八条第一項及び
第二項若しくは第二十一条第一項及び第二項」に改める。

第三条中「又は第十八条第三項」を「第十八条第三項又は第二十一条第三項」に

「又は条例」を「条例」に、「特定設備を」を「特定設備又は条例第二十一条第二
項第一号の特別償却設備を」に改める。

第四条第一項及び第五条中「第二十条」の下に「及び第二十三条」を加える。

第六条第二項中「及び条例第二十條」を「並びに条例第二十條及び第二十三條」に

「及び第十八条第二項第二号」を「第十八条第二項第二号及び第二十一条第二項第
二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）の
一部を次のように改正する。

第四号様式の呼吸器の機能障害の状況及び所見の2のアからオまでを次のように改
める。

ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。

イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。

ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な
道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。

エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。

オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れ
がある。

第四号様式の呼吸器の機能障害の状況及び所見の4を次のように改める。

4 換気機能（年 月 日）

ア 予測肺活量 ー・ー・ーL（実測肺活量 ー・ー・ーL）

イ 1 秒 量 ー・ー・ーL（実測努力肺活量 ー・ー・ーL）

ウ 予測肺活量1秒率ー・ー・ー%（ $=\frac{1}{T} \times 100$ ）

（アについては、下記の予測式を使用して算出すること。）

肺活量予測式（L）

男性 $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$

女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

（予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例
には使用しないこと。）

第四号様式の肝臓の機能障害の状況及び所見の1中

合計点数	点	点
------	---	---

合計点数	点	点
(○で囲む。)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上

に

を

「血清アルブミン値、プロトロンビン時間又は血清総ビリルビン値の有無」を「肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無」と改める。
 第五号様式中「60日」を「3月」と改め、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による」を削ぎ、「異議申立て」と「審査請求」と「決定」と「裁決」と改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県身体障害者福祉法施行規則第四号様式の規定は、この規則の施行の日以後の診断に係る医師の診断書及び意見書について適用し、同日前の診断に係る医師の診断書及び意見書については、なお従前の例による。

青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和三十六年十二月青森県規則第四百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条第一項第二十号」を「第三条第一項第十六号」と改める。

附則第三項中「附則第五項」を「附則第三項」と改める。

第一号様式中「30日」を「3月」と改め、「行政不服審査法による」を削ぎ、「異議申立て」と「審査請求」と「決定」と「裁決」と改める。
 第六号様式中「行政不服審査法による」を削ぎ、「異議申立て」と「審査請求」と「決定」と「裁決」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一号様式及び第六号様式の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

青森県港湾管理条例施行規則（平成十二年三月青森県規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「棧橋又は」を削ぎ、「ヨットハーバー棧橋（物揚場）使用許可申請書」を「ヨットハーバー物揚場使用許可申請書」と改める。

第二号様式中「ヨットハーバー棧橋（物揚場）使用許可申請書」を「ヨットハーバー物揚場使用許可申請書」と、「棧橋（物揚場）」を「物揚場」と改める。

使用施設名			
部 号		セール部号	

を

部 号		セール部号	
-----	--	-------	--

と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県都市公園規則の一部を改正する規則

青森県都市公園規則（昭和五十三年四月青森県規則第二十号）の一部を次のように

改正する。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(翌年度以降の年度分の使用料の納入方法)

第十条 条例第十六条第一項ただし書に規定する翌年度以降の年度分の使用料は、毎年度、当該年度分を当該年度の四月三十日まで納入するものとする。

第二号様式中「母体校併設」の次に、「義務教育学校併設」「義務教育学校併設」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二野木和団地の項中「千九百円」を「千八百円」に、「千八百円」を「千七百円」に改め、同表幸畑団地の項中「二千円」を「千八百円」に、「千八百円」を「千七百円」に、「千九百円」を「千八百円」に、「千八百円」を「千七百円」に、「千七百円」を「千六百円」に改め、同表桜川団地の項中「二千八百円」を「千六百円」に、「二千三百円」を「二千円」に、「二千円」を「千円」に改め、同表小柳団地の項中「二千七百円」及び「二千六百円」を「千四百円」に、「千九百円」を「千六百円」に改め、同表平和台団地の項中

千七百円	千七百円
千七百円	千七百円

を

千七百円	千七百円
------	------

に改め、同表浜館団地の項中「二千七百円」を「千四百円」に

「二千五百円」を「二千三百円」に、「二千四百円」を「二千二百円」に改め、同表南桜川団地の項中「二千円」を「千九百円」に改め、同表戸山団地の項中「千九百円」を「千八百円」に、「千八百円」を「千七百円」に、

二千円	二千円
二千円	二千円

を

千八百円	千八百円
千七百円	千七百円
千九百円	千九百円

に改め、同表ベイサイド柳川の項中「二千五百円」を

「二千三百円」に、

一千四百円	一千四百円
一千四百円	一千四百円

を

二千三百円	二千三百円
二千二百円	二千二百円

に改め、

同表城西団地の項中「二千二百円」を「二千円」に改め、同表小沢団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改め、同表小沢第二団地の項中「千六百円」を「千五百円」に改め、同表浜の町団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改め、同表宮園団地の項中「二千二百円」を「二千円」に改め、同表宮園第二団地の項中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同表宮園第三団地の項中「二千二百円」を「二千円」に改め、同表旭ヶ丘団地の項中「二千二百円」を「二千円」に、「二千円」を「千円」に改め、同表多賀台団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改め、同表は川団地の項中

駐車区画 A	千七百円
--------	------

駐車区画 A	千六百円
--------	------

に改め

同表河原木団地の項中「二千三百円」を「二千二百円」に、「二千四百円」を「二千三百円」に改め、同表岬台団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改め、同表白山台団地の項中「二千円」を「二千円」に改め、同表ちとせ団地の項及び新宮団地の項中「千五百円」を「千四百円」に改め、同表金谷団地の項中「千四百円」を「千三百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二幸畑団地の項中「二千円」を「千八百円」に、「八百円」を「七百円」に改め、同表南桜川団地の項中「二千円」を「千九百円」に改め、同表小沢団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改め、同表新宮団地の項中「千五百円」を「千四百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「（営利企業への従事等許可の願出）」に改め、同条中「営利企業等の従事許可を」を「営利企業への従事等に係る許可を」に、「営利企業等の

従事許可願」を「営利企業への従事等許可願」に改める。

第二十号様式中「~~職員の旅費支給規程~~」を「~~職員の旅費支給規程~~」に「~~旅費~~」を「~~の~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「五、八九〇円」を「六、〇四〇円」に、「五、八三〇円」を「五、九八〇円」に、「六、一一〇円」を「六、二五〇円」に、「五、七六〇円」を「五、八四〇円」に、「二、三六〇円」を「二、二九〇円」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告

示

青森県告示第二百二十二号

平成十五年八月八日青森県告示第五百十三号（青森県立三沢航空科学館の食堂施設

及び売店施設の使用料の額)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「四十万二千四百円」を「百十九万四百円」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭